

「貸切バスの ASV 技術搭載状況に関する車体表示ガイドラインについて」（平成 28 年 1 月 16 日付け国自技第 192 号）
の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>貸切バスの ASV 技術搭載状況に関する車体表示ガイドライン</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 用語の定義 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「衝突被害軽減ブレーキ」とは、細目告示第 15 条第 7 項又は適用整理告示第 9 条第 22 項及び第 23 項に定める衝突被害軽減制動制御装置であって、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 59 条の検査、同法第 75 条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項の指定、<u>第 75 条の 3 第 8 項</u>の証明又は当該自動車の製作者による証明を受けることにより、これらの基準への適合性が確認されたものをいう。</p> <p>(3) 「車線逸脱警報装置」とは、細目告示第 67 条第 2 項に定める車線逸脱警報装置又はこれに準ずる性能を有する装置であって、<u>道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 59 条の検査、同法第 75 条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項の指定、第 75 条の 3 第 8 項</u>の証明又は当該自動車の製作者若しくは装置の製作者による証明を受けることにより、これらの基準への適合性が確認されたものをいう。</p> <p>(4) 「ドライバー異常時対応システム」とは、運転者が体調急変等により、運転中に急にドライバーが安全運転を継続できなくなった場合に、緊急措置としてドライバーに代わってシステムが車両を停止させるシステムであって、<u>別紙 1 の要件に適合する又は協定規則第 79 号の規則 2.3.4.5.に定める機能を有する</u>ことを当該システムの製作者等が証明するものをいう。</p> <p>(5) (略)</p>	<p>貸切バスの ASV 技術搭載状況に関する車体表示ガイドライン</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 用語の定義 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「衝突被害軽減ブレーキ」とは、細目告示第 15 条第 7 項又は適用整理告示第 9 条第 22 項及び第 23 項に定める衝突被害軽減制動制御装置であって、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 59 条の検査、同法第 75 条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項の指定、<u>第 75 条の 3 第 7 項</u>の証明又は当該自動車の製作者による証明を受けることにより、これらの基準への適合性が確認されたものをいう。</p> <p>(3) 「車線逸脱警報装置」とは、細目告示第 67 条第 2 項に定める車線逸脱警報装置又はこれに準ずる性能を有する装置であって、<u>道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 59 条の検査、同法第 75 条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項の指定、第 75 条の 3 第 7 項</u>の証明又は当該自動車の製作者若しくは装置の製作者による証明を受けることにより、これらの基準への適合性が確認されたものをいう。</p> <p>(4) 「ドライバー異常時対応システム」とは、運転者が体調急変等により、運転中に急にドライバーが安全運転を継続できなくなった場合に、緊急措置としてドライバーに代わってシステムが車両を停止させるシステムであって、<u>「自動車技術指針について」（平成 11 年 4 月 15 日自技第 83 号）「別紙 8. 運転者異常時対応システム（減速停止型）の技術指針」</u>に適合することを当該システムの製作者等が証明するものをいう。</p> <p>(5) (略)</p>

コメントの追加 [福田1]: 「第 20 項」を「第 22 項及び第 23 項」に訂正。

コメントの追加 [福田5]: 「第 20 項」を「第 22 項及び第 23 項」に訂正。

コメントの追加 [福田2]: 「自動車製作者が装着したものであり」を削除。

コメントの追加 [福田6]: 「自動車製作者が装着したものであり」を削除。

コメントの追加 [福田3]: 「若しくは装置の製作者」を追記。

コメントの追加 [福田7]: 「若しくは装置の製作者」を追記。

<p>3. (略)</p> <p>4. (略)</p> <p><u>附則 (平成 28 年 12 月 16 日付け国自技第 192 号)</u> (略)</p> <p><u>附則 (令和 5 年 6 月 26 日付け国自技環第 58 号)</u></p> <p><u>(1) 2. (2)、(3) の改正は、令和元年 5 月 24 日以降の車体表示に適用する。</u></p> <p><u>(2) 2. (4) の改正は、令和 5 年 3 月 27 日以降の車体表示に適用する。</u></p> <p>付録 1～3 (略)</p> <p>別紙 1 運転者異常時対応システム (減速停止型) の技術要件</p> <p><u>1. 適用範囲</u></p> <p><u>(1) 本技術指針は、自動車製作者により自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。以下同じ。) に備えられた減速停止型の運転者異常時対応システム (路肩等へ退避する機能を有するものを除く。) に適用する。</u></p> <p><u>(2) 本技術指針が対象とする「運転者異常」とは、突然の脳血管疾患、心疾患、消化器疾患、失神その他の運転者自身があらかじめ予測することが困難な体調急変とする。</u></p> <p><u>(3) 前項の規定は、あらかじめ予測される飲酒、体調管理不足、疲労、病気、薬物などによる体調不良又は異常を検知とすることを妨げるものではない。</u></p> <p><u>2. 定義</u></p>	<p>3. (略)</p> <p>4. (略)</p> <p><u>5. 附則</u> (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>付録 1～3 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>
---	---

コメントの追加 [福田4]: 「環」を追記。